

## 生保2（問題）

### 【 第 I 部 】

問題1. 次の（1）～（6）の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

各5点（計30点）

（1）生命保険会社の保険計理人に関する以下の①～④の文章について、下線\_\_\_\_\_部分が正しい場合は○を、誤っている場合は×を記入するとともに、下線\_\_\_\_\_部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（以下、実務基準）第19条によれば、会社全体の翌期配当所要額が、相互会社においては社員配当準備金繰入額（当年度末の未割当額を含む）以下であること、株式会社においては当年度末の契約者配当準備金（分配済未払、積立配当金を除く）以下であることを確認しなければならない。
- ② 実務基準第20条および実務基準第22条によれば、翌期の全件消滅ベースの配当所要額が、配当可能財源の範囲内であることを確認しなければならないのは会社全体のみである。
- ③ 実務基準第21条によれば、会社全体の翌期配当所要額が、会社の配当可能財源から、危険準備金積立限度額を維持するために必要な額を控除した額の範囲内であることを確認しなければならない。
- ④ 保険業法施行規則第77条に定める保険計理人の関与事項には、第7号として「将来収支に関する計画」（解答欄④-1）および第8号として「生命保険募集人の給与等に関する規程の作成」（解答欄④-2）が規定されている。

（2）変額年金保険の利源分析について、以下の①～⑤の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

金融庁提出用の決算状況表記載の利源分析（6利源への分解）では、最低保証に係る保険料積立金の積み立て・取り崩しは〔 ① 〕で認識する。なお、発生要因が対象資産の価値の変動であることに鑑みれば、内部管理としては〔 ② 〕として認識することも考えられる。

また、金融庁提出用の決算状況表記載の利源分析では、保険料積立金を〔 ③ 〕式で計上する一方で、危険差（死差）損益中の予定事業費は〔 ④ 〕式で表示されるため、そのままでは危険差損益が歪んでしまう。このため、〔 ④ 〕式と〔 ③ 〕式の予定事業費の差額（これを〔 ⑤ 〕という）を危険差損益の貸方に計上して危険差の歪みを回避しつつ、〔 ① 〕の借方に同額を計上して全体としては貸借が相殺されるような調整を行う。

- (3) 下表に基づき、価格変動準備金の積立限度額を計算し、下表の①～⑤に当てはまる数値を答えなさい。ただし、計算過程においては端数処理を行わず、解答においては百万円未満を四捨五入して百万円単位とすること。なお、記載のない項目は考慮する必要はない。

<一般勘定資産残高>

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	帳簿価額	時価
国内株式 (その他有価証券)	25,000	20,000	25,000
外国株式 (その他有価証券)	40,000	30,000	40,000
邦貨建債券	220,000	180,000	240,000
うち責任準備金対応債券	100,000	100,000	120,000
うちその他有価証券	120,000	80,000	120,000
外貨建債券 (その他有価証券)	50,000	25,000	50,000
うち為替リスクなし (*)	20,000	10,000	20,000
うち為替リスクあり (*)	30,000	15,000	30,000
不動産	12,000	12,000	10,000

\* 「為替リスクなし」とは、先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定していること。「為替リスクあり」とは、満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定していないこと。

<価格変動準備金の積立限度額の計算>

価格変動準備金の対象資産	A 対象額	B 係数 (※)	A×B
国内の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産	①	a	x
外国の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産	X	b	③
邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産	②	c	y
外貨建の債券、預金、貸付金等外国為替相場の変動による損失が生じ得る資産その他の金融庁長官が定める資産	Y	d	④
金地金	Z	e	z

価格変動準備金の積立限度額	⑤
---------------	---

※ 価格変動準備金の積立限度額の計算に使用する係数は、10/1000、50/1000、75/1000、100/1000、125/1000 のいずれかである。

(4) 生命保険会社の税制について、以下の①～⑤の空欄に当てはまる適切な語句または数値を記入しなさい。

- ・ 責任準備金繰入額については、保険料積立金及び未経過保険料の部分に限り、保険料及び責任準備金の算出方法書に定められている〔 ① 〕の計算基礎を基として計算した額を限度として損金算入できる。ただし、〔 ② 〕の対象契約については、平成8年の大蔵省告示第48号に定められた計算基礎を基として計算した額を損金算入限度額とすることができる。
- ・ 法人事業税（地方税）の課税標準は、生命保険業にあつては各事業年度の収入金額とされており、生命保険業の各事業年度の収入金額は、収入保険料中の〔 ③ 〕相当額とするとの考え方から、収入保険料に一定割合を乗じた金額と定められている。なお、法人事業税の一部を分離した地方法人特別税は令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止された一方で、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から〔 ④ 〕（国税）が創設されている。
- ・ 課税所得が当該事業年度の剰余金の額の〔 ⑤ 〕相当額に満たない場合は、契約者（社員）配当準備金繰入額の損金算入を制限し、この剰余金の〔 ⑤ 〕相当額を課税標準とする制度が設けられている。

(5) 支払保証制度（保険会社が経営破綻に陥った場合に、破綻保険会社に代わって保険契約者等に対する債務を履行する機能を有することで、保険契約者等の保護を図る制度）の必要性に関し、監督当局・保険会社・保険契約者等の関係者にとっての、保険契約者の保護を図ること以外のメリットを2つ（解答欄（5）－1）、および同関係者にとってのデメリットを3つ（解答欄（5）－2）挙げなさい。

(6) 生命保険会社における原価管理の目的（3つ）（解答欄（6）－1）と、商品別原価計算の概略（解答欄（6）－2）について、簡潔に説明しなさい。

**問題2.** 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各10点 (計20点)

- (1) 入院日数に比例した入院給付金を支払う無配当医療保険に関し、翌期以降の入院給付金の支払いに備えて事業年度末に負債の部に積み立てるべき保険契約準備金を列挙し、それぞれ簡潔に説明しなさい。
  
- (2) 市場整合的EVと伝統的EVとの主な相違点について簡潔に説明しなさい。ただし、EVとはエンベディッド・バリュー、市場整合的EVとはCFOフォーラムが2008年6月に発表したMCEV原則に基づく市場整合的EVを指すものとする。

## 【 第 II 部 】

問題3. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること((1)・(2)ともに4枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各25点 (計50点)

(1) 責任準備金について、次の①～③の各問に答えなさい。

- ① 責任準備金の評価における「長期性による特徴」、「基礎率の評価性」について説明しなさい。(3点)
- ② 日本の責任準備金制度は、現在、ロック・イン方式となっているが、ロック・イン方式のデメリットを補完する現在の日本の制度について説明しなさい。(5点)
- ③ 日本において、ロック・フリー方式による責任準備金制度が将来導入されると仮定したときに、導入に向けて生命保険会社のアクチュアリーとして検討すべき事項について所見を述べなさい。なお、解答にあたっては、次の論点を含めること。(17点)

- A. 計算基礎率の設定
- B. 資産評価、収益管理
- C. ソルベンシーの管理

※ 解答にあたっては、特定の会計制度(例えば、IFRS第17号「保険契約」)で用いられる用語や方式を前提とする必要はなく、一般的な考え方に基づき解答すればよい。

(2) 生命保険会社のリスク管理について、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① リスク管理プロセス(一般に6段階)について簡潔に説明しなさい。なお、解答にあたっては、リスク対応における4つのカテゴリーについて触れること。(8点)
- ② あなたの所属する生命保険会社では、これまで保険期間1年の無配当定期保険のみを販売しており、第三分野の保険を取り扱っていない。今般、新たに保険期間終身の無配当平準払医療保険の販売を開始することとなった。このような会社のリスク管理部門に所属するアクチュアリーとして、リスク管理を行うにあたっての留意点を挙げた上で、所見を述べなさい。なお、解答にあたっては、次の論点を含めること。(17点)

- A. 医療保険の販売開始に伴う会社のリスク特性・リスクプロファイルの変化
- B. A.に対するリスク対応
- C. リスク管理の高度化に向けて検討すべき点

以 上